

国が定める排水基準

	項目名	基準値(mg/l)
有害物質 (27)	カドミウム及びその化合物	0.1
	シアン化合物	1
	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメト、及びEPNに限る。)	1
	鉛及びその化合物	0.1
	六価クロム化合物	0.5
	砒素及びその化合物	0.1
	水銀及びアルキル水銀化合物その他の水銀化合物	0.005
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	PCB	0.003
	トリクロロエチレン	0.3
	テトラクロロエチレン	0.1
	ジクロロメタン	0.2
	四塩化炭素	0.02
	1,2 - ジクロロエタン	0.04
	1,1 - ジクロロエチレン	0.2
	シス-1,2 - ジクロロエチレン	0.4
	1,1,1 - トリクロロエタン	3
	1,1,2 - トリクロロエタン	0.06
	1,3 - ジクロロプロペン	0.02
	チウラム	0.06
	シマジン	0.03
	チオベンカルブ	0.2
	ベンゼン	0.1
	セレン及びその化合物	0.1
	ほう素及びその化合物	海域 230 他の公共用水域 10
	ふっ素及びその化合物	海域 15 他の公共用水域 8
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素×0.4 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100
その他の項目 (15)	pH	海域 5.0~9.0 他の公共用水域 5.8~8.6
	BOD	最大 160 (日間平均 120)
	COD	最大 160 (日間平均 120)
	SS	最大 200 (日間平均 150)
	n-ヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	最大 5
	n-ヘキサン抽出物質含有量 (動植物脂類)	最大 30
	フェノール類含有量	最大 5
	銅含有量	最大 3
	亜鉛含有量	最大 5
	溶解性鉄含有量	最大 10
	溶解性マンガン含有量	最大 10
	クロム含有量	最大 2
	大腸菌群数	日間平均 3000
	窒素含有量	最大 120 (日間平均 60)
	燐含有量	最大 16 (日間平均 8)

根拠: 水質汚濁防止法 第3条第1項

なお加古川市では上乘せ基準が適用され、上記数値よりもより厳しい基準となって「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」(通称: 上乘せ条例)